

吹田市立障害者支援交流センター条例及び施行規則の一部改正の骨子案に関するQ & A

<p>きゅー Q</p>	<p>えー A</p>
<p>1 しょうがいしゃしえんこうりゅう センターとは？</p>	<p>へいせい ねん がつ じゅうどししょう しゃ じりつ しゃかいさんか しえん 平成 13 年 5 月、重度障がい者の自立と社会参加を支援すると しみんそうご こうりゅう しえん ノーマライゼーション りねん ともに市民相互の交流を支援し、ノーマライゼーション理念の じつげん しせつ しょうがいしゃしえんこうりゅうせんたー いか 実現をめざす施設として障害者支援交流センター（以下「あいほ すいた かいせつ うぶ吹田」といいます。）を開設しました。 かいせつとうしょ た にっちゅうかつどう ば うけい こんなん いらょう 開設当初から、他の日中活動の場では受入れが困難である医療 てきけあ よう じゅうどししょう しゃ いか いらょうてきけあしゃ 的ケアを要する重度障がい者（以下「医療的ケア者」といいま りょう しせつ いらょうてき しゃ うけい す。）も利用することができる施設として医療的ケア者の受入れ すす を進めてきました。 かいせつご いらょうてきけあ ひつよう かた ぞうか 開設後、医療的ケアを必要とする方の増加により、あいほうぶ すいた ひつよう かた じゅよう ま あ いらょうてきけあ 吹田を必要とする方の需要が増していくのに合わせ、医療的ケア しゃ うけい ゆうせん しない いらょうてきけあしゃ にっちゅうかつどう ば 者の受入れを優先し、市内における医療的ケア者の日中活動の場 ていきょう ちゅうしんてきやくわり にな の提供における中心的役割を担ってきました。</p>
<p>2 いま じき なぜ今の時期なのか？</p>	<p>ほんし ことし がつ さくてい れいわ ねんど れいわ ねんど 本市では、今年 3 月に策定した、令和 3 年度から令和 5 年度ま けいかくきかん だい き すいたししょう ふくしけいかく じゅうてんとり でを計画期間とする第 6 期吹田市障がい福祉計画における重点取 くみ いらょうてき ひつよう じゅうどししょう しゃ にっちゅうかつどう ば せい 組として「医療的ケアの必要な重度障がい者の日中活動の場の整 びそくしん こうかてき ほうさく けんどう かか ゆうこう ほうさく 備促進に効果的な方策を検討します。」と掲げており、有効な方策 と く ひつよう に取り組んでいく必要があります。 すいた へいせい ねん がつ かいせついらい いらょうてき また、あいほうぶ吹田は、平成 13 年 5 月の開設以来、医療的 けあしゃ にっちゅうかつどう ば ていきょう こんご ケア者の日中活動の場を提供してきましたが、今後もあいほうぶ すいた ひつよう かた ぞうか みこ なか しょうらい あんてい うけい 吹田を必要とする方の増加が見込まれる中、将来も安定して受入</p>

	<p style="text-align: center;">ちが      うんえいほうほう      ひつよう      かんが</p> <p>れていくためには、これまでとは違った運営方法が必要と考えています。</p>
<p>3 <small>していかんりしゃせいど</small> 指定管理者制度な <small>いりようてきけあしや</small> ら、医療的ケア者 <small>うけい      すす</small> の受入れが進むの  か？</p>	<p><small>していかんりしゃせいど      しょうがいしゃしえんこうりゆうせんたー      うんえい      じぎょうしゃ</small> 指定管理者制度では、障害者支援交流センターの運営が事業者 <small>じしん      じぎょう      いりようてきけあしや      じゅうてんてき      うけい      しくみ</small> 自身の事業となり、また、医療的ケア者を重点的に受入れる仕組 <small>もう      うけいれすいしん      はか</small> みを設けることで、受入推進を図ります。</p>
<p>4 <small>しせつかんり      していかん</small> 施設管理を指定管 <small>りしゃ      かんり</small> 理者に管理させる  とどうなるのか？</p>	<p><small>しせつかんりぎょうむ      ぷーる      かいじょよくしつ      かいぎしつとう      しない      しょう</small> 施設管理業務では、プールや介助浴室、会議室等を市内の障が <small>しゃとう      いっぱんかいほう      していかんりしゃせいど      いこう</small> い者等に一般開放していますが、これらは指定管理者制度に移行 <small>へんこう      よてい</small> しても変更の予定はありません。 <small>していかんりしゃせいど      せいかつかいご      たんきにゆうしょ      ほか      じぎょうしゃ</small> 指定管理者制度になると、生活介護や短期入所の他、事業者が <small>どくじ      じぎょう      じしゅじぎょう      おこな      たと      かいじょ</small> 独自で事業（自主事業）を行うことができるので、例えば、介助に <small>かん      けんしゅうかいとう      じぎょう      てんかい      じぎょう</small> 関する研修会等、これまでなかった事業も展開されるなど、事業 <small>しゃどくじ      と      く      すいた      かつせいか      きたい</small> 者独自の取り組みによるあいほうぶ吹田の活性化が期待できま  す。</p>